

12月10日	第	号	管理表番号	1・3・5	10・長
市長	副市長	部長	次長	係長等	関係部局

指示事項

様式第1号 (第3条関係)

整理番号 第 24号

情報公開請求書

平成 19年 12月 10日

鹿沼市長

様

(〒)

住所

請求者 氏名

印

電話 ( )

鹿沼市情報公開条例第8条第1項の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の内容又は件名	田沼ス2分解体工事に関する資料		
公開の方法	1 閲覧 (2) 写しの交付 ( <input checked="" type="checkbox"/> 郵送希望)		
請求者の区分	① 市内に住所を有する者 2 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 3 市内に存する事務所又は事業所に通勤する者 4 市内に存する学校に在学する者 5 市税の納税義務者 6 前各号に掲げる者のほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者		
	市内に存する事務所若しくは事業所、勤務先又は通学先の名称及び所在地	名称	
		所在地	
利害関係を有する理由	電 話	( )	-
備 考			

(注) 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を○で囲んでください。  
 2 写しの交付について郵送を希望する場合は、□の中にレ印を記入してください。

事務担当課	企画部 特定課題推進室課 (電話 210701 - )
	総務部 契約検査課 ( 21201-203 )
	都市建設部 設計課 ( 213004 )

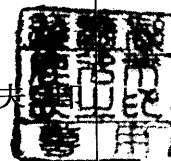
## 情報(公開)(部分公開)(非公開)決定通知書

総第653号

平成19年12月21日

様

鹿沼市長 阿部 和夫



平成19年12月10日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので通知します。

公開の種類	1 公開    2 <u>部分公開</u> 3 非公開
情報の内容 又は件名	旧ジャスコ外解体工事に対するすべての書類
公開の日時	平成19年12月27日(木)    午前 1時 30分    午後
公開の場所	鹿沼市役所本館3階情報公開室
一部又は全部を公開できない理由	鹿沼市情報公開条例第6条第1号、第2号、第5号該当(説明) 第1号 個人情報に該当するため。 第2号 公開することにより、当該法人に明らかに不利益を与える情報に該当するため。 第5号 公開することにより、今後の入札の適切な執行を著しく困難にする情報に該当するため。
公開できる時期	今回非公開としたものは、    年    月    日以降に公開可能となります。

(注) 1 公開できる時期は、非公開とする部分が請求時から2年以内に公開可能となる時期が明らかなきのみ、記入します。

## 2 教示

- (1) この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、不服申立てをすることができます。
- (2) 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市長)を被告として提起することができます。ただし、不服申立てをしたときは、それに対する裁決(決定)の通知を受けた日の翌日から起算します。

## 3 情報の公開を受ける場合

- (1) 情報の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。
- (2) 当日都合の悪いときは、あらかじめ総務課総務係(電話63-2138)まで連絡してください。

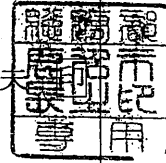
情報~~(公開)~~ (部分公開)~~(非公開)~~決定通知書

総第704号

平成20年1月23日

様

鹿沼市長 阿部 和夫



平成19年12月10日付けで請求のありました情報の公開については、次のとおり決定しましたので通知します。

公開の種類	1 公開 <input type="checkbox"/> 2 <input checked="" type="checkbox"/> 部分公開 3 非公開 <input type="checkbox"/>
情報の内容 又は 件名	旧ジャスコ外解体工事に対するすべての書類
公開の日時	平成20年1月30日(水) 午前 1時30分 <input checked="" type="checkbox"/> 午後
公開の場所	鹿沼市役所本館3階情報公開室
一部又は 全部を公開で きない理由	鹿沼市情報公開条例第6条第1号、第2号、第5号該当 (説明) 第1号 個人情報に該当するため。 第2号 公開することにより、当該法人に明らかに不利益を与える 情報に該当するため。 第5号 公開することにより、今後の入札の適切な執行を著しく困 難にする情報に該当するため。
公開できる 期	今回非公開としたものは、 年 月 日以降に公開可能 となります。

(注) 1 公開できる時期は、非公開とする部分が請求時から2年以内に公開可能となる時期が明らかなきのみ、記入します。

## 2 教示

(1) この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、市長に対し、不服申立てをすることができます。

(2) 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市(代表者は市)を被告として提起することができます。ただし、不服申立てをしたときは、それに対する裁決(決定)の通知を受けた日の翌日から起算します。

## 3 情報の公開を受ける場合

(1) 情報の公開を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

(2) 当日都合の悪いときは、あらかじめ総務課総務係(電話63-2138)まで連絡してください。